

## 見沼小学校の通学方法について

### 1 通学に関する方針

「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」（平成31年3月）では、通学に関することについて、以下のとおりとしています。

- ①学校の再編成や新設によって徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合には、保護者や地域等と協議を行い、通学路の安全確保について対応する。
- ②徒歩による通学が困難であると判断される場合には、スクールバスを導入する。
- ③小学校においては、徒歩での通学とし、通学距離が概ね2.5kmを超える区域には、スクールバスを導入する。
- ④スクールバスの運行は、停留所方式とする。

### 2 スクールバスの利用基準（遠距離通学支援）について

スクールバスの運行については、これまで通っていた小学校が地域からなくなり、通学距離が遠くなる児童を対象とすることを前提に、「見沼中学校区義務教育学校開校準備委員会」及び「中央小星宮小再編成準備委員会通学部会」の話し合いを踏まえて、スクールバスの利用基準について、自宅から学校までの通学距離を「概ね2km以上」としております。

### 3 見沼小学校のスクールバス運行について

#### (1) 利用対象者

学校再編により遠距離通学となる須加地区の児童

#### (2) 運行方法

登校時はマイクロバス2台(児童28人乗車)をA、Bルートに分けて別紙【登校時】のとおり運行します。なお、このバスは忍小学校と併用いたします。

下校時は、マイクロバス1台で別紙【下校時】のとおり運行します。曜日により児童の下校時刻が異なるため、5時限(14:45発)と6時限(15:35発)の2便を運行します。1台で児童が乗り切れない場合は地区ごとに順次運行します。(別紙【下校時】※印)

### 4 通学路について

自宅から学校までの通学距離が2km未満の児童については、徒歩での通学とします。再編成により通学区域が拡大することから、通学路点検を行い、交通安全対策に努めてまいります。